

# 2018年（平成30年）4月からコンビニで

国民健康保険税・介護保険料  
後期高齢者医療保険料 **が納付できるようになりました！**

納付環境の整備と利便性の向上を図るため、2018年（平成30年）4月から、コンビニ納付ができるようになりました。

**曜日や時間に関係なく、コンビニで納付することが可能**となりましたので、ぜひご利用いただきますようお願いします。



## ◆ご利用いただけるコンビニ

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、ポプラ  
デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア  
ヤマザキスペシャルパートナーショップ、生活彩家、くらしハウス、セイコーマート  
ハマナスクラブ、スリーエイト、MMK（マルチメディアキオスク端末）

※コンビニの名称は、2023年（令和5年）4月1日現在のものです。

## ◆利用方法

- ・コンビニの営業時間内であれば、土曜・日曜・祝日や夜間でも納付できます。  
（手数料はかかりません。）
- ・コンビニ納付用のバーコードが付いている納付書をレジにお持ちになり、現金で納付してください。（小切手やカード類、商品券等では納付できません。）

## ☆☆ご注意ください☆☆

納付書が1枚ずつの単票になっています。バーコード、納期限等をよく確認のうえ、コンビニのレジにお出してください。

## ◆コンビニで取扱いできない場合

つぎの（1）～（5）の納付書はコンビニで取扱いできませんのでご注意ください。

- （1）納付書にバーコードが付いていない場合
- （2）納付書1枚の金額が30万円を超える場合
- （3）納付書に記載されている、「使用できる期限」を過ぎている場合
- （4）傷や汚れなどにより、コンビニで納付書のバーコードが読み取りできない場合
- （5）金額を訂正した場合

## ☆☆お知らせ☆☆

「使用できる期限」を過ぎた納付書は使えません。納期限内の納付をお願いします。